

伊豆の国市と事業者との 包括連携協定に関するガイドライン

令和5年12月5日

伊豆の国市企画財政部企画課

目次

1	概要	1
2	包括連携協定の定義	1
3	包括連携協定締結の要件	2
4	包括連携協定締結の流れ	3
5	包括連携協定の有効期間	4
6	包括連携協定の解除	4
7	包括連携協定における定例会議	4

1 概要

本市では、本市の特性と現状及び社会情勢を踏まえ、第2次伊豆の国市総合計画後期基本計画（2022～2025年度）のまちづくりの基本方針として、「みんなで創る 伊豆の国市（行財政運営・自助・共助・公助）」を掲げている。

地域課題や市民ニーズが複雑化する中、行政の力だけでは目指すまちの姿を実現することは難しい状況である。地域貢献に意欲のある事業者と連携し、互いの立場を理解し対等な関係で、それぞれのノウハウを活かした取組を実施していくことが重要である。

本ガイドラインでは、地域貢献に意欲のある事業者と本市が連携し、本市の抱える課題の解決に向けて、継続的に連携していくために、包括連携協定の考え方や基準、運用方法等を整理するもの。

〈本ガイドラインにおける用語の定義〉

(1) 事業者

事業活動及び公共活動を行う企業、法人その他団体のことであって、国及び地方自治体以外の団体

(2) 協定事業者

包括連携協定を締結した事業者

(3) 連携事業

事業者が地域の課題解決に向けて行う役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為を行い、市と協働で実施する事業。ただし、市が事業費を負担する事業は除く。

2 包括連携協定の定義

包括連携協定とは、市の抱える多様な課題の解決に向け、幅広い分野で市と事業者が包括的に相互協力していくための契約のことである。

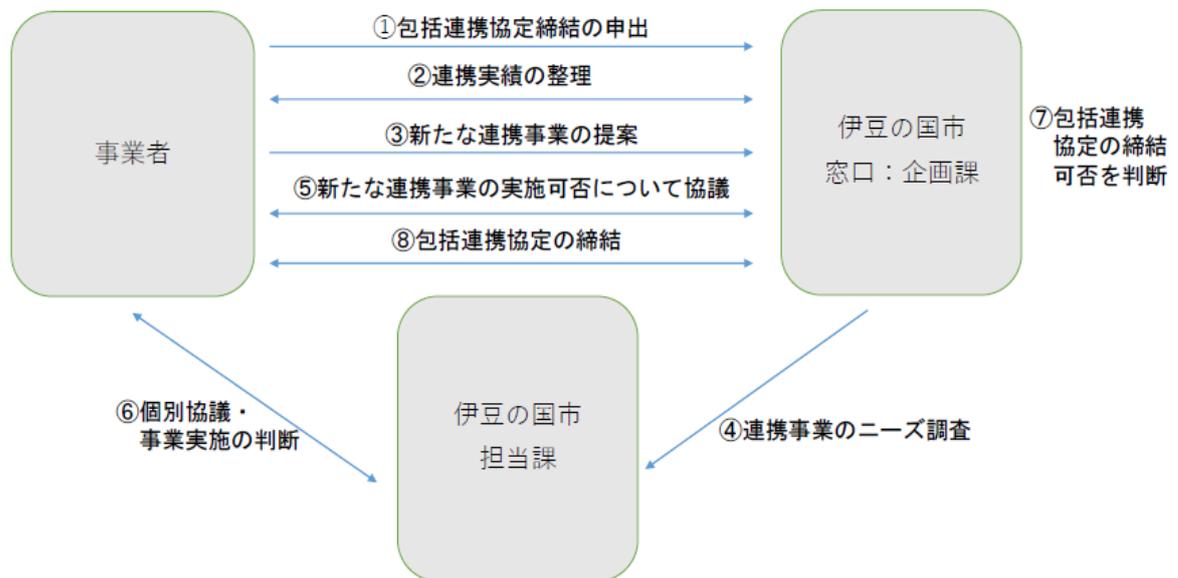
種別	概要	所管	締結
包括連携協定	幅広い分野において包括的に相互協力した取組を行うための協定	企画課	本ガイドラインに則り、企画課が可否を検討
個別協定 (特定事業)	特定の事業を実施するために締結する協定	担当課	担当課が可否を検討

3 包括連携協定締結の要件

当ガイドライン作成後の包括連携協定の締結に当たっては、以下の全ての要件を満たさなければならないものとする。ただし、(2)及び(3)に関し、市長が即時に包括連携協定を締結する必要があると判断した場合はこの限りではない。

- (1) 社会・地域課題の解決や市民サービスの向上を、市と共通目標として捉え、その目標達成に向けて、自らの資源を活用し、市と連携していく意欲があること。
- (2) 原則として、3以上の連携事業を実施している実績があること。
- (3) 原則として、以下のうち4以上の分野に係る連携事業を実施（予定を含む）していること。
 - ① 健康増進に関すること。
 - ② 高齢者福祉・障がい者福祉に関すること。
 - ③ 子ども・子育て支援に関すること。
 - ④ 学校教育・生涯学習に関すること。
 - ⑤ 文化・スポーツに関すること。
 - ⑥ 危機管理に関すること。
 - ⑦ 生活安全・生活衛生に関すること。
 - ⑧ 地域経済の活性化に関すること。
 - ⑨ 環境保全に関すること。
 - ⑩ その他、市民サービスの向上に関すること。
- (4) 本ガイドラインに基づき、市と継続的に対話し、積極的に連携事業を実施できる事業者であること。
- (5) 以下に該当する事業者でないこと
 - ① 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処されている者がいる団体
 - ② 会社更生法及び民事再生法等による手続中である団体
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体
 - ⑤ 公租公課を滞納している団体
 - ⑥ 本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
 - ⑦ 本市の指名停止基準による指名停止を受けている団体
 - ⑧ その他包括連携協定の対象としてふさわしくないと市が判断した団体

4 包括連携協定締結の流れ



- ① 事業者が、包括連携協定締結の要件を確認した上で、市（企画課）に協定の締結について申し出る。
※多数の分野において連携実績がある場合又は市長が即時に包括連携協定を締結する必要があると判断した場合には、市から申し出ることがある。
- ② 連携事業の実績を整理する。
- ③ 事業者から市（企画課）に対して、新たな連携事業の提案をする。
- ④ 企画課から各担当課に対して、③の提案事業における市のニーズ及びその他連携を希望する事業の調査を行う。
- ⑤ ④の調査結果を踏まえ、新たな連携事業の実施可否について協議する。
- ⑥ ⑤の協議の結果、実施可能性のある連携事業について、事業者と市（担当課）で個別に事業の詳細協議を行い、事業の実施可否を判断する。
- ⑦ 市（企画課）において、連携事業の実績及び予定を踏まえ、包括連携協定の締結の可否を判断する。
- ⑧ 包括連携協定の締結が可能と判断された場合には、協定書の内容を協議した上で、協定を締結する。

※包括連携協定の締結に至らなかった場合にも、市の担当課と事業者で協議の上、必要に応じて個別協定を締結することもある。

5 包括連携協定の有効期間

包括連携協定の有効期間は、原則として締結の日からその日が属する年度の3月31日までとし、期間満了日の1か月前までに申出がない場合には、当該期間満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後も同様とする。

6 包括連携協定の解除

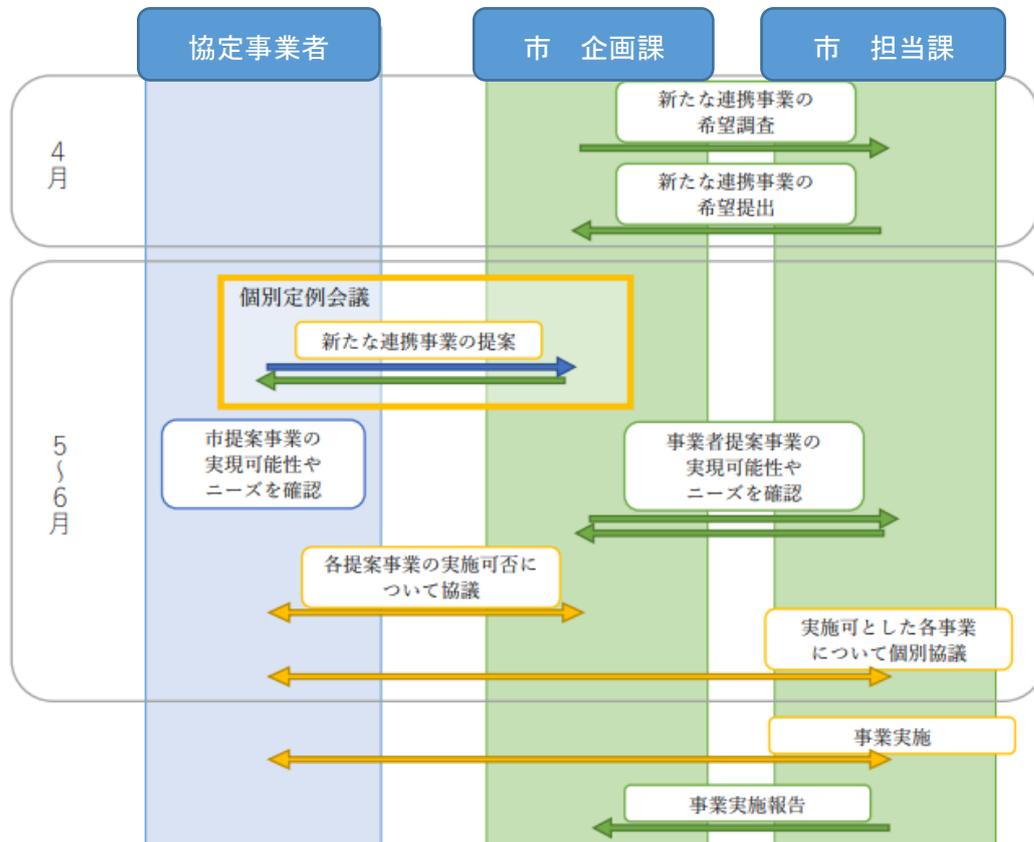
以下のいずれかの条件に合致した場合、包括連携協定を解除することができる。

- ① 2年以上連携実績がないかつ将来的にも連携の可能性が低いと判断した場合
- ② 包括連携協定締結の要件を満たさなくなった場合

7 包括連携協定における定例会議

包括連携協定締結後、市と協力事業者が継続的に連携し関係性を強化していけるよう、毎年度当初に市（企画課）と協定事業者の窓口担当者間に対話し、前年度の連携事業に対する評価や改善点等について振り返りを行うとともに、新たな連携事業の提案・検討を行う。

なお、定例会議以降、市担当課において新たな連携事業の希望がある場合には、随時企画課にて受付け、協定事業者に提案・協議することができる。また、協定事業者から新たな連携事業の提案がある場合にも、随時企画課にて受付けする。市又は協定事業者からの提案後の流れは、以下の定例会議以降と同様の流れで進める。



附 則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和5年12月5日から施行する。